

対象要件は個人の場合
は、作付面積2アール以上、法人は4アール以上である。補助率は、事業費の75%、限度額は個人が100万円以内、5戸以上で構成する団体、法人等は300万円以内である。

▼山北英二議員

町として振興作物を例えば米に適応汎用する考えはあるのか。国は米を増産することになっている。本町では水田が荒れているところが多くは場整備をし、米を振興作物にすることも検討してはどうか。

▼中澤巨産業建設課長

今後の社会情勢等を見ながら検討していきたい。



三谷よし恵
議員

拠点観光施設整備工事費は、大型小型車のドックラン、噴水、汽車(ミニSL)

の撤去等により身体障がい者用の駐車場を整備すると聞いたが、遊具を今後増設するような計画はあるのか。

▼中澤巨産業建設課長

提案しているのは、新たに指定管理者となった(株)Founding Base様からのコンセプト等現状分析、課題の検討結果である。遊具等の更新は一昨年度に行っており、今のところそういったものはあがってはきていない。

▼美濃明男議員

ドッグランは、前の指定管理者の西日本高速道路エンジニアリング四国でも実施されていたと思うが、それとの違いは。

▼中澤巨産業建設課長

以前からあったものに
加え、小型・中型犬専用と大型犬に分けるため、新たに1力所設置する方向で計画している。

▼山北英二議員

ドッグランを作ると、犬がたくさん来て糞尿をす
ると思う。排水設備はどうなっているか。また、1800万円投資をした場合、回収計画はどのように立てたのか。

▼中澤巨産業建設課長

排水設備は施設内の排水用の側溝等があり、利用後の清掃等は職員で見回りをしなければなら
ないと考える。
予算1813万円は、高

知県の観光振興推進総合補助金50%と観光拠点施設整備事業債の活用を予定しており、実質の持ち出し分は交付税措置70%があるので30%と利子となる。

▼山北英二議員

アウトドアをする人はいろいろなところを回り、例えば北海道に犬を連れて行くとエキノコックス、狐が持つる病気が犬にうつる。それがドッグラ

ンの施設に垂れ流しになると、エキノコックスが広がる可能性が無きにしもあらずだが、その点は考えられているか。全部税金で賄われているので、費用対効果が出ないと投資の意味がないと思う。その事業者の計画では集客、売り上げの増加見込みは立てたのか。

▼中澤巨産業建設課長

環境等への影響に関しては、整備する際に指定管理者等と協議をしていきたい。

入場者数は、令和7年度2万5千人、令和8年度2万6千人、令和9年度2万7千人と見込んで計画をしており、売上額は、令和7年度が3846万円、令和8年度が4117万3千円と増額傾向の目標を見込んでいる。

▼平石稔総務課長

東豊永地区の緊急及び時報用サイレンの修繕になり、今回緊急用サイレンの操作盤を落合部消防屯所に設置する計画である。年内に設置できるように設計を行いたい。

▼山北英二議員

サイレンは本町全域にあり、緊急時にも鳴らすと思うが、全世帯に現状届くのか。四国電力の放水サイレンは聞こえるが、



森一芳
議員

消防施設費の修繕料286万円、落合地区のサイレンと聞いているが、工期の予定は。数年前から気温が低下すると鳴らなく、そのたび消防団員が行って修理をすることが続いている。年内に修繕を願う。

町のサイレンは一切聞こえない地区もある。町は、音が鳴っているか、聞こえているか全部確認しているか。

▼平石稔総務課長

緊急サイレンは、消防団員の招集が目的であり、現在はゆとりすと放送でも緊急放送をしている。団員の招集は、電話等で連絡態勢を取っている。

▼山北英二議員

緊急時は、火事のみで、ミサイル等でのJアラートの場合は町としてはどうか。

▼平石稔総務課長

緊急時は、ゆとりすと放送で放送し併せて携帯電話にエリアメールの発信、ライブビジョンアプリを入れてあるスマートフォンは、ゆとりすと放送と同様に緊急放送が流れる。

▼森一芳議員

大豊町戦没者追悼の日

を定める条例について、可決された場合、来年から何らかの追悼行事を考えているか。平成7年ごろまでは旧村ごとの慰霊祭、平成8年から町内1力所で慰霊祭を行っている。大豊町史を見ると戊辰戦争から第二次世界大戦の終戦まで、非常に町内でも多くの方が亡くなられているので遺族会など十分協議をして何らかの形で慰霊を行っていただきたい。

▼下村賢彦町長

遺族会等々の意見も聞きながら戦没者の追悼、今後の慰霊の方法を検討していきたい。

▼小川智也議員

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について3点伺う。昭和30年から改正していなかったこの条例を今回変更する理由は、酒気帯び運転があった以降に改正する提案に至ったのか。また、酒気

帯び運転で摘発された職員は、公務中か公務外だったのか。公用車を使用していたのかどうか。

▼下村賢彦町長

本条例は、これまでも改正の経過はある。公務外である。

▼平石稔総務課長

本条例の改正は、平成12年の3月、令和元年の11月、令和4年の9月、とこれまで3回行っているが、いずれも期間の改正ではなく、その他関係条例の改正によるものとなっている。

▼山崎悦子議員

県下の平均について、令和2年に改正している町村が多いということだが、本町のように6カ月、もしくは6カ月より短い町村はあるのか。

▼平石稔総務課長

本町と同じ期間になっているのは5自治体あり、両方とも12カ月になって

いるのは17自治体、減給6カ月、停職12カ月が8自治体、減給3カ月、停職12カ月が1自治体ある。

▼山北英二議員

大豊町特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例について、これは職員の懲戒を受けての給与の減額だと思うが、酒気帯び運転は、どれぐらいの厳罰に値するのか。今回12カ月の期間にしよ
うとしているとすると非常に重い懲戒になると思うが、それに併せて町長、副町長の減額も変わるべきものではないか。

▼下村賢彦町長

これまでの管理監督者としての責任の取り方は、これまでの前例を見て提案している。今回の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、上限を6カ月から12カ月にするというあくまで基準を定めるものである。実際の懲戒処分等は、その事実ごと

に違ってくるので、その点はご理解いただきたい。

▼山北英二議員

酒気帯び運転をした職員の処遇が決まっていな
い状態で減額金額を決めること自体がおかしい。12月議会や臨時議会を開き承認を得ることが筋ではないか。

▼下村賢彦町長

職員が酒気帯び運転の疑いで検挙された事実
は変わらないので、その責任を取る。

▼佐藤徳治議員

基準を定めることは理解をするが、3月議会、6月議会、今議会と、下村町政スタート後毎回、定例会で給与減額となっている。地方自治体のリーダーとして異常事態だ。もっと重く受け止めて、今後の町政運営をしてもらいたい。